



選挙・市議会

選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎28-6051

選挙権

日本国民で満18歳以上の人には選挙権があります。ただし、選挙権はあっても選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。この選挙人名簿に登録される要件は、満18歳以上の日本国民で、本市に住民票が作成された日から引き続き3か月以上市内に住んでいる人です。

投票

■ 投票日当日に投票する

▶ 投票できる場所

あなたの投票所は、選挙管理委員会から送付される「投票所入場券」に記載されています。

▶ 投票できる時間

投票日当日の投票時間は、7時から20時までです（一部投票所を除きます）。

期日前投票・不在者投票など

■ 期日前投票

仕事、レジャー、旅行その他の用務で投票日当日投票所に行けない人は、選挙管理委員会が設ける市内の期日前投票所で投票できます。

▶ 投票できる場所

「投票所入場券」や選挙時の市報の選挙特集などをご覧ください。

▶ 投票できる期間と時間

「投票所入場券」や選挙時の市報の選挙特集などをご覧ください。

■ 不在者投票

投票日当日に、仕事や用務などで他の市町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会ですら投票を行うことができます。また、県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

■ 郵便等投票

身体に重度の障がいなどがあることにより、投票所に行けない人には、自宅など自分のいる場所で郵便などによる不在者投票ができる「郵便等投票」の制度があります。また、郵便等投票の対象者で自書できない人には、代理記載により投票できる制度もあります。これらの制度で投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。交付を希望する人や有効期限が満了している人は早めに申請をしてください。

四国中央市の☎市外局番は **0896** です

市議会の仕事

問 議会事務局 ☎28-6048

市議会の役割・権限について

■ 市議会の役割

私たちが住む市を快適で住みよいまちにするためには、市政の目標やあらゆる施策をどのようにするのかを決めて実行しなければなりません。しかし市民全員が集まり、話し合って決めることは困難なので、選挙によって市民の代表を選ぶこととなります。これが市議会議員と市長です。

市議会議員は、市民の意思を市政に反映させるため、市民生活のさまざまな課題についてきめ細かく審議しています。

市議会は、行政と独立した立場で考えを出し、市民生活の向上に努めています。

■ 市議会の権限

議会が市長や議員から提出された議案などを審議して、それに対する意思を決めることを「議決」といいます。

議決の主な内容は次のとおりです。

- 市の条例を制定、改正、廃止すること
- 予算の決定、決算の認定を行うこと
- 条例で定める契約の締結や財産の取得または処分をすること
- 副市長、教育委員、監査委員などの選任に当たって同意すること
- その他、法律や政令、条例により市議会の権限に属すること

また、市議会には議決権のほか、調査権や請願・陳情を受理し処理する機能などがあります。



市議会の仕組み

☎ 議会事務局 ☎28-6048

市議会議員・議長・会派について

市議会議員

市議会議員は、市民の代表として4年ごとの選挙により市民の中から選ばれます。議員の定数は、条例で22人と定められています。

なお、現在の議員の任期は、平成28年11月28日から令和2年11月27日までです。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、議会を代表し、地方自治法や会議規則などによって議場の秩序を保ち、会議を順序よく進め、議会の事務を処理するなどの特別な権限が与えられています。

副議長は、議長が病気や公務出張などで不在のとき、議長の代わりにその職務を行います。

会派

議会の意思は、多数決をもって決められます。議員は、主張をより効果的に市政に反映させるため、同じような考えや意見を持つ議員でグループをつくって活動しています。このグループのことを「会派」といいます。

市議会の傍聴

☎ 議会事務局 ☎28-6048

市議会を傍聴してみませんか

定例会は、年4回(3月、6月、9月、12月)開かれます。必要に応じて臨時会を開くこともあります。

本会議では、条例の制定や改廃、予算などが議案として提出され、提案理由の説明や質疑などが行われます。そして、関係する常任委員会で審査され、再び本会議において討論などを経て決定されます。

また、議員が市政に対する一般質問を行うのもこの本会議です。

本会議は公開されており、誰でもその様子を見ることが出来ます。市議会の活動を知る良い機会ですので、お気軽にお越しください。

傍聴する

市役所6階で受付してください。

議会中継

議会では、開かれた議会を目指し、本会議のライブ中継を行っています。

市議会ホームページから、「議会中継」にアクセスすると、視聴できます。

請願・陳情

☎ 議会事務局 ☎28-6048

市政に関することについて、直接市議会に要望する方法として、請願や陳情があります。

請願

議員の紹介があることなど一定の要件を備えた請願書が議会に提出されると、原則、定例会で所管の常任委員会に付託され審査されます。

本会議で、最終的に採択か不採択かを決められ、採択された請願は必要に応じて市長などの執行機関に送付されます。執行機関は議会の意思をできるだけ尊重して、請願の内容について処理することが求められます。

請願の提出方法

請願書は、日本語を用いて文書で提出してください。記載していただく事項は、次のとおりです。

- ・請願の趣旨
- ・提出年月日
- ・請願者の住所氏名(法人の場合は、その名称および代表者の氏名)・押印
- ・紹介議員の署名または記名押印

なお、請願者の氏名は、会議録などで公開されますので、あらかじめご了承ください。

(例)

〇〇〇〇に関する請願書	
【紹介議員】	_____ 印
	_____ 印
	_____ 印
	年 月 日
四国中央市議会議長 殿	
【請願者】	_____
	住 所 _____
	氏 名 _____ 印
【請願の趣旨】	
〇〇〇〇であるので、〇〇〇〇してください。	

陳情

議員の紹介を必要とする請願に対して、議員の紹介がなく市政についての要望などを議会に提出することを陳情といいます。陳情は、必要に応じて請願と同様に取り扱います。

陳情の提出方法

特に書式の規定はありません。議長あてに提出をお願いします。

その他

請願・陳情の審議は、原則として、定例会の開催に合わせて行われますので、提出されてから審議を行うまで日数がかかる場合があります。

